

福祉医療制度のお知らせ

問合せ 市民課医療年金係 ☎内線 3133

1003500

市内に住所のある子ども・障がい者・ひとり親家庭などの医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対象	要件	申請に必要なもの
子ども	高校卒業（18歳になって最初の3月31日）まで	健康保険情報が分かるもの
高年齢重度障がい者 重度心身障がい者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1（B中）	療育手帳
	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひとり親家庭など	下記のいずれかに該当し、18歳未満の子を扶養している人とその子（18歳になって最初の3月31日まで） ● 配偶者と死別または離婚し、婚姻していない人 ● 配偶者の生死が明らかでない人 ● 配偶者から遺棄されている人 ● 配偶者が海外にいて扶養を受けられない人 ● 配偶者が精神や身体の障がいにより、長期にわたり労働能力を失っている人	対象者全員分の健康保険情報が分かるもの

※全ての申請で、対象者と被保険者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが分かるものと対象者の健康保険情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）が必要です
 ※要件を満たさなくなった場合は資格が喪失します。喪失後に市が負担した医療費は、返還していただきます
 ※新たに高校1年生となる人には、中学3年3月中に、高校卒業（18歳になって最初の3月31日）までの証を、対象者住所地へ送付します（申請不要）

重度心身障がい者・高年齢重度障がい者は、所得の確認が【毎年】必要です

対象外 本人または住民票上同一世帯の配偶者・扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の対象所得が所得制限基準額を上回る場合

その他 昨年度該当にならなかった人でも、世帯や所得の状況が変わり、基準額を下回った場合は申請できますので、6月以降に手続きしてください

税法上の扶養人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者	
	所得制限基準額	給与収入の目安額	所得制限基準額	給与収入の目安額
0人	3,661,000円	約5,252,000円	6,287,000円	約8,319,000円
1人	4,041,000円	約5,728,000円	6,536,000円	約8,586,000円
2人	4,421,000円	約6,204,000円	6,749,000円	約8,799,000円
3人	4,801,000円	約6,668,000円	6,962,000円	約9,012,000円
以降1人につき	380,000円加算		213,000円加算	

※対象所得は、給与・譲渡・不動産・雑所得（公的年金）などで、障害・遺族年金など非課税所得は対象外です
 ※給与収入は、助成対象となる上限目安額です。給与以外の所得・所得控除により増減します
 ※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります

マイナンバーカードの福祉医療費受給資格者証利用について

マイナ保険証の利用登録をされていて、福祉医療受給資格者証をお持ちの方は、4月1日から医療機関や薬局でマイナンバーカードを受給者証として利用できます。対象の医療機関や薬局は、デジタル庁ホームページを確認するか、各医療機関や薬局に直接お問い合わせください。

医療機関受診の注意点

- **限度額適用認定証の提示をお忘れなく**
医療費が高額になったとき、提示や電子資格確認をできないと、窓口で医療費を支払う場合があります。また、県外で受診したときや治療用器具を作ったときは、**必ず領収書を保管し、後日、市で手続き**してください。自己負担した医療費を翌月以降に支給します。
- **資格確認書やマイナ保険証などと一緒に、福祉医療費受給資格者証を提示してください**
- **他の法律や制度により医療費助成を受けるときは、福祉医療以外の制度が優先されます**
- **ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を新薬と同等の効能で安価です。医師や薬剤師に相談を**